

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 行財政改革問題に関する事務調査について（行財政改革問題特別委員長報告）
- 第6 庁舎建設に関する事務調査について（庁舎建設特別委員長報告）
- 第7 議会改革推進に関する事務調査について（議会改革推進委員長報告）
- 第8 同意第1号 教育委員会委員の任命同意について（町長提出）
- 第9 議案第7号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第10 議案第8号 北方町庁舎建設基金条例制定について（町長提出）
- 第11 議案第9号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第12 議案第10号 北方町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第13 議案第11号 北方町地区計画等の案の作成手続に関する条例制定について（町長提出）
- 第14 議案第12号 北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第15 議案第13号 北方町道路線の認定について（町長提出）
- 第16 議案第14号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについて（町長提出）
- 第17 議案第15号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を定めるについて（町長提出）
- 第18 議案第16号 平成26年度北方町一般会計予算を定めるについて（町長提出）
- 第19 議案第17号 平成26年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて（町長提出）
- 第20 議案第18号 平成26年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて（町長提出）
- 第21 議案第19号 平成26年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて（町長提出）
- 第22 議案第20号 平成26年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

出席議員 (10名)

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	西原朗	総務課長	林賢二
都市環境農政課 技術調整監	坂口雅紀	福祉健康課長	北村孝則
税務課長	渡辺雅尚	上下水道課長	川瀬豊
住民保険課長	加藤章司	収納課長	前田貞司
教育課長	有里弘幸	都市環境農政課長	奥村英人
会計室長	山中真澄		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	恩田直紀
議会書記	沼波知樹		

○議長（立川良一君） おはようございます。

3月に入りまして、三寒四温、大変暖かい日、また寒い日が繰り返されております。体調の管理が大変難しいときでありますので、ぜひお体に気をつけて、大変長丁場になりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回北方町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、9番 井野勝巳君及び10番 日比玲子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（立川良一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの15日間にいたしたいと思っております。御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの15日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（立川良一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、本巢消防事務組合議会などの報告をさせます。事務局長。

○議会事務局長（安藤ひとみ君） 12月定例会以後の報告をさせていただきます。

12月18日、1月15日及び2月19日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、上水道事業会計、組合会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りはないものと認められた旨の報告がありました。

次に、財政援助団体等監査の結果についてであります。

12月4日、平成24年度補助団体の活動状況と補助金などの支出について、目的に従って事業効

果を上げ、活動は十分行われているか、事務処理と構成員は適切かなどを主眼として監査が行われました。

補助要綱や関係書類の提出と、関係者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、全般的に形式的かつ前年踏襲的な事務手続が認められる。総務課所管のまちづくり活動助成事業では、サークル的な団体が見受けられるので、まちづくりの条件を定め、その目的と効果を明確にして適正な補助となるように改善する必要がある。都市環境農政課所管については、補助金交付要綱に基づいて支払われているが、各要綱の見直しを行い、実情に即した改正をして適正な補助とする必要があるとの意見が提出されました。

次に、随時監査の結果についてであります。

1月22日、元気臨時交付金に関する事務事業全般について、工事の進捗状況と支払い状況、業務の内容は適切かなどを主眼として監査が行われました。

多額な事業であるが、交付金が早く交付されて支払い金額には十分であるが、無理な工期が延長されるなどおくれが目立つ。こども館の建設工事については着手が9月であり、工程表より徐々におくれが目立ち、工期内の完成が危惧される。おくれを取り戻す対策を明確にする必要があり、所管課において工事途中での検査や点検体制の確立を望む。また、道路改良や公園の工事については、工期が変更されるなど無理な当初整備と見られ、進行率が極めて低い事業も見られる。町長、副町長をトップとする工事進行監理体制を考慮されたいとの意見が提出されました。

続いて、西濃環境整備組合議会についてであります。

1月16日、第1回西濃環境整備組合議会定例会が開催されました。

第1号、平成25年度一般会計補正予算第2号については、繰越明許費についてであり、第2号、平成26年度分賦金については、11億5,332万2,000円のうち北方町は9.61%の1億1,088万4,000円にするものです。

第3号、平成26年度一般会計予算については、歳入歳出それぞれ21億5,958万1,000円とするもので、前年度より2億382万2,000円の減となっています。

歳出の主なものは、屋内温水プール管理費6,988万2,000円、じんかい処理費11億1,170万9,000円、施設建設費6億5,732万7,000円です。

以上3議案は、原案のとおり可決されました。

次に、本巣消防事務組合についてであります。

2月26日、第1回本巣消防事務組合議会定例会が開催されました。

第1号、消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について、第2号、手数料条例の一部を改正する条例制定について、第3号、平成25年度一般会計補正予算第1号についてです。

第4号、平成26年度分賦金については、7億1,589万4,000円のうち北方町は30.335%の2億1,716万6,000円にするものです。

第5号、平成26年度一般会計予算については、歳入歳出それぞれ7億5,481万2,000円とするもので、前年度より689万8,000円の減となっています。歳出の主なものは、常備消防費6億3,580

万8,000円、消防施設費3,760万円です。

以上5議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、岐阜県町村議会議長会についてであります。

1月30日、地方財政対策などの説明会及び県町村会との合同懇親会が岐阜グランドホテルで開催されました。

次に、配付物の関係であります。

これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書と雇用の安定を求める意見書の採択についての要請書の写しを配付しておきました。

以上、報告をいたしました会議などの資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（立川良一君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（立川良一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、御苦労さまでございます。

私のほうからは、行政報告を2件申し上げたいと存じます。

まず1点目は、平成25年度の樽見鉄道連絡協議会臨時総会についてでございます。26年1月31日に本巣市すこやかセンターにおいて開催をされた会議でございます。議案は、来年度以降の樽見鉄道への支援についてでございます。

まず、経営状況等の検証の報告が行われました。経常損益につきましては、支援継続の判断基準として経常損益がマイナス8,000万円と償却前損益の黒字が条件とされておるわけですが、平成22年度以降はこの基準をクリアしておることが報告をされました。参考までに平成21年度以降の数値を申し上げますと、平成21年度は9,729万円、同22年度は7,423万5,000円、同23年度は7,874万6,000円、同24年度は7,406万6,000円、同平成25年度は8,288万円の見込みであることが報告をされたところでございます。

償却前の損益につきましても、平成21年度はマイナスで9,907万円でございますけれども、平成22年度では黒字に転じまして2,028万1,000円まで回復をいたしました。同23年度では2,325万7,000円、同24年度では2,626万5,000円、そして平成25年度におきましては、見込み額でございますが987万6,000円という黒字の報告がございました。

また、経費の削減策につきましては、修繕費は直轄施行可能なものは直轄で行うようにしておりますし、工事費の社内積算を確実にして相見積もり、あるいは業者折衝を適正に行うなど削減に努力をしてきた結果、水道光熱費及び備用品費については社員一人一人が自覚を持ち、削減に努めてきたというような報告が会社側からされたところでございます。

このような報告を受けた後に冒頭の議題に沿っての審議が行われ、支援基準を満たす実績を認めまして、鉄道の持つ社会的便益を考慮し、平成26年度も引き続き支援をしていくということが決定したところでございます。

この決定によりまして、5市町合わせて9,500万円を上限とすること、ただし固定資産税補助分は従来どおり各市町が受けた納付分と同額を補助することという従来の方針が改めて確認をされたところでございます。

なお、支援の額につきましては、本巢市の6,424万円、大垣市と瑞穂市がおのおの1,000万円ずつ、揖斐川町は876万でございます。我が北方町は200万円を従来どおり支援するということを確認させていただきました。

もう1件は、平成26年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてでございます。これも、平成26年2月29日に岐阜市柳津公民館の大会議室において開かれた議会でございます。

議案は5号ございまして、まず第1号議案は、平成26年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,670万5,000円と定めたものでございます。なお、対前年度比率でいいますとマイナス4.16%という数字になっております。

歳入の主なものにつきましては、市町村負担金が2億1,023万4,000円でございます。その計算の内訳は、均等割が10%、人口割が45%、高齢者人口割が45%でございまして、これは対前年比100万1,000円の増額となっております。

それから、前年度からの繰越金につきましては2,300万でございます。前年度で比較をいたしますと1,170万円のマイナスということになっておるわけでございます。諸収入は346万6,000円、財産収入としては財調の預金利子として5,000円が計上をされておるところでございます。

歳出につきましては、議会費が161万1,000円ございまして、総務費になりますと2億3,409万4,000円、この総務費の内訳は人件費として2億442万2,000円、一般管理費その他について2,943万3,000円、これらのほかは監査委員とか選管委員とか公平委員などの報酬が23万9,000円でございます。このほかに予備費として昨年度用の額100万円が計上をされておりました、原案どおり承認をされたところでございます。

議案第2号は、平成26年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,222億3,814万6,000円と定めるものでございまして、これは前年度と比較をいたしますと17億220万5,000円、率にいたしますと0.77%の増額ということでございます。

収入の主なものにつきましては、市町村からの支出金が376億634万8,000円でございます。この内訳を簡単に申し上げますと、事務費の負担金が4億4,192万5,000円でございます。これは均等割額が10%、人口割額と先ほどの例の高齢者人口割額がそれぞれ45%ずつという比率で計算をされております。保険料の負担金が155億3,646万1,000円、それから保険基金安定負担金が40億

6,106万1,000円、療養給付費負担金が173億3,191万8,000円、保健事業費の負担金が2億3,498万3,000円、市町村の支出金が対前年比で8億5,296万4,000円、2.32%のそれぞれ増加でございました。

国庫支出金につきましては、714億9,517万9,000円でございます。内訳は省略をさせていただきますというふうに思います。そして、県支出金が188億1,885万1,000円、それから支払基金交付金が902億1,168万5,000円、あと繰越金が22億9,890万2,000円等が見込まれております。

対しまして歳出につきましては、総務費が4億4,107万円でございます。前年度から5,767万8,000円を減額いたしております。率にいたしますと11.56%ということになるわけでございます。保険給付費が2,192億4,510万5,000円でございます。これも前年比で見ますと、約10億6,786万7,000円の増加ということになっております。この金額の内容は、御案内のとおり療養費でございます。それから保健事業費6億5,195万2,000円でございます。これも前年比をいたしますと1億3,080万円が増額をいたしております。その率でいいますと25.1%ということになっておるわけでございます。

続きまして議案第3号でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

保険料の軽減特例措置について、平成26年度におきましても従来どおり継続実施するための所要の改正を行うものでございました。したがって、現行の条例執行期限が平成26年3月31日となっておりますのを1年延長いたしまして、27年3月31日までと改めるものでございました。

議案第4号でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

1人当たりの医療費水準が高くなる中において、第4期財政運営期間、平成26年度と27年度の2年間でございますけれども、この2年間の保険料を改めるというものでございます。

内容を簡単に申し上げますと、中低所得者の負担を軽減するために保険料賦課限度額を引き上げて、均等割の軽減対象を拡大するというものでございます。さらに被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に対する均等割額の軽減特例措置を平成26年度においても継続をして実施していくというものでございました。これによりますと、具体的にまず保険料率を所得割の0.0783%から0.079に、均等割額を4万670円から4万1,840円にそれぞれ改正をして値上げをするものでございました。これにより1人当たりの保険料は5万6,672円から5万7,135円ということで0.8%増加することになります。

2つ目は、保険料の賦課限度額でございます。

これは従来、その上限が55万円でありましたものが、57万円に増額改定をされるものでございます。その一方で、保険料の軽減対策も軽減対象の拡大の改正が行われました。2割軽減の拡大が行われております。これは現行基準額が33万円プラス35万円掛ける被保険者数というものでございましたけれども、これを基準額が33万円プラス45万円に10万円値上げをして被保険者数を掛けるというふうな内容になっております。

2つ目は、5割軽減の拡大対象を現在2世帯以上が対象ということになっておりますが、これを単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準を従来33万円プラス24万5,000円掛ける被保険者数から世帯数を引いた数字ということになっておりましたけれども、これを33万円プラス24万5,000円掛ける被保険者数ということになって、世帯数を引いておりましたものを改めるというものでございます。

その他、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割軽減特例措置及び所得の低い被保険者に対する均等割軽減特例措置は、それぞれ9割軽減、8.5割軽減を平成26年度も同様に継続をして実施をしていくという内容でございます。

議案第5号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてでございます。

現在委員であります小坂善紀さん、美濃市選出の委員さんでございますが、平成26年度3月27日をもってこの方の任期が満了となるために、その後任委員として山田隆治さん、これは可茂広域行政事務組合の公平委員会委員を務めていらっしゃいますけれども、この方がかわって選任をされたところでございます。任期は平成26年3月28日から平成30年3月27日まででございます。

以上5議案のうち、議案第1号、そして第3号、第5号につきましては全会一致で原案どおり決定がされましたが、議案第2号と4号につきましては採決の結果、賛成多数、反対1でございましたけれども、という数字で決定をされたところでございます。

このほか、平成26年度、平成27年度の後期高齢者医療保険料の値上げをしないことを求める請願が岐阜県社会保障推進協議会会長の高田一朗氏から提出をされましたが、審議をいたしました結果、賛成少数、これも1名でございましたけれども、賛成者1名で不採択となったところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（立川良一君） これで行政報告を終わります。

日程第5 行財政改革問題に関する事務調査について

○議長（立川良一君） 日程第5、行財政改革問題に関する事務調査についてを議題といたします。

行財政改革問題特別委員長の報告を求めます。

安藤浩孝君。

○行財政改革問題特別委員長（安藤浩孝君） それでは、指名を受けましたので行財政改革問題に関する事務調査について報告をいたします。

1月9日に委員会を開催し、調査を行ったので、会議規則第73条の規定により次のとおり報告をいたします。

第5次北方町行政改革大綱について、平成25年度の取り組み状況2項目の報告を受けた。事業費の見直しなどにより節減された予算額は148万円となる。平成26年度以降の実施計画により行政改革取り組み項目（総務課1項目、住民保険課1項目、福祉健康課2項目、上下水道課1項目、都市環境農政課6項目、教育委員会3項目）の説明を受け審議した結果、7項目については執行

し、新入学児童へのランドセル無償配付については平成26年度以降も継続実施することを了承する。また、6項目め、LED防犯灯設置の推進及び電気料金等の受益者負担、施設使用料の見直し、農業振興活動団体事業補助金、市街化区域内農業用揚水機電気代、席田井水負担金、学童保育個人負担金の見直しについては、今後審議を継続することにした。

以上で、委員会調査報告を終わります。

○議長（立川良一君） 行財政改革問題特別委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

日程第6 庁舎建設に関する事務調査について

○議長（立川良一君） 日程第6、庁舎建設に関する事務調査についてを議題にいたします。

庁舎建設特別委員長の報告を求めます。

伊藤経雄君。

○庁舎建設特別委員長（伊藤経雄君） それでは、おはようございます。

議長の命によりまして、御報告いたします。

庁舎建設特別委員会調査報告書。

1. 庁舎建設に関する事務調査について。

上記調査については、平成25年12月20日、平成26年2月14日に委員会を開催し調査を行ったので、会議規則第73条の規定により次のとおり報告します。

平成25年12月20日、プロポーザルの結果について。新庁舎建築設計プロポーザルの結果について説明を受け、最優秀者のシーアンドエー・武藤圭太郎建築設計共同体の建築士から基本コンセプトの配置計画について模型等を用いて説明を受けました。

平成26年2月14日、庁舎等の配置について。庁舎等の配置について1案と2案の説明を受け、1案を進めていくことを了承いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（立川良一君） 庁舎建設特別委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

日程第7 議会改革推進に関する事務調査について

○議長（立川良一君） 日程第7、議会改革推進に関する事務調査についてを議題といたします。

議会改革推進委員長の報告を求めます。

鈴木浩之君。

○議会改革推進委員長（鈴木浩之君） それでは、議長の命によりまして御報告を申し上げます。

議会改革推進に関する事務調査につきまして、去る1月9日に委員会を開催し調査を行いました。会議規則第73条の規定により次のとおり御報告申し上げます。

内容といたしましては、議会報告会のまとめでございます。

去る平成25年12月7日開催の第4回議会報告会（3会場）での意見交換会の内容について話し合い、平成26年度の報告会については、今回の反省点を踏まえ、全員が全力で取り組んでいくことを確認し、決定いたしましたので、御報告申し上げます。以上でございます。

○議長（立川良一君） 議会改革推進委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。委員長報告のとおり了承することに決定いたしました。

日程第8 同意第1号

○議長（立川良一君） 日程第8、同意第1号 教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

教育長 西原朗君の退席を求めます。

〔教育長 西原朗君 退場〕

○議長（立川良一君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、同意案件第1号 教育委員会委員の任命同意についてを御提案申し上げたいと存じます。

教育長の西原朗氏が3月31日に任期満了になります。したがって、引き続き同氏を教育委員会委員に任命をしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定による議会の同意をお願いするものでございます。

西原朗氏は、昭和30年11月27日の生まれで58歳、岐阜市寺島町3丁目13番地の在でございます。簡単に経歴を申し上げますと、昭和54年3月に岐阜大学教育学部を御卒業の後、県内小・中学校で教鞭をとられ、平成25年に北方町立北方中学校長を最後に教員を退職されて、平成25年4月から本町の教育委員として勤務いただいております。前任者が任期を残して退任をされましたので、同法第5条第1項により前任者の残任期が到来することによるものでございます。

同氏は人格高潔で教育、学術及び文化に関し識見をお持ちでありますことは申し上げるまでもございません。御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（立川良一君） これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論を省略いたします。

これから同意第1号 教育委員会委員の任命同意について採決をします。

本件はこれに同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号は同意することに決定をいたしました。

〔教育長 西原朗君 入場・着席〕

○議長（立川良一君） 西原朗君にお伝えをいたします。

ただいま教育委員会委員の任命同意が了承をされました。一言御挨拶をお願いいたします。

○教育長（西原 朗君） では、一言御挨拶をさせていただきます。

任命同意を今いただいたということなので、ありがたいなあということ 생각합니다。

しかし、私自身も大変不安というか、自信をなくしております。それは議員も御承知のように、去年、円鏡寺のぼや事件から始まり、一部の生徒が中学校の諸問題を起こしております、いまだ解決しておりません。くしくも町長が昨日先生方の前で、未来の投資である教育の予算については削らないと。そして、たとえ町の財布にお金がなくなっても、子供たちの教育は保障すると公言をしていただきました。大変心強く、大変うれしい気持ちでいっぱいでしたが、それと同時に重責が私の肩にのしかかっているというふうに思っております。

そんな中で、あす卒業式が行われます。大変心配しているところでございます。でも、このまま引き下がるわけにはいかないというふうに思っております。北方町が私も大好きです。そして、2年間中学校の校長としてやらせていただきましたし、町内唯一の中学校をこのまま終わらせるわけにはいかないと思っております。何としても中学校の再建、そしてより北方町の町民の方々に生涯にわたって生き生きと、そして明るく爽やかに生活ができていけるような、町長が申しております人間都市北方町を推進していきたいなあということを強く思っています。しかしながら、おわかりのように大変微力な私ですので、議員各位のなお一層の御理解と御支援をいただけたらありがたいというふうに思っております。きょうはありがとうございました。

日程第9 議案第7号から日程第22 議案第20号まで

○議長（立川良一君） 日程第9、議案第7号から日程第22、議案第20号までを一括議題としたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） 今ほどは、選任同意いただきましてありがとうございました。

それでは、少し所信を述べながら御説明を申し上げたいと存じます。

平成26年第2回定例議会が開催されまして、新年度予算案を初めとした諸議案の御審議をいただくことになりました。議員の皆様には、何かと御多用のところを御出席をいただきまして、ありがとうございます。

さて、去る平成26年1月24日に第186回国会が開会をされて、安倍総理による施政方針演説が行われました。総理は、日本経済も金融緩和、積極財政、成長戦略のいわゆる3本の矢によって、長く続いたデフレで失われた自信を取り戻しつつあり、景気回復の裾野は着実に広がっている。そして、企業の収益を雇用の拡大や所得の上昇につなげ、消費の増加を通じてさらなる景気回復につなげていく経済の好循環なくしてデフレ脱却はないと演説をされました。

しかし、日本総合研究所調査部主席研究員の藻谷浩介氏は、新たに社会に出て働き始める世代と退職していく世代との人数差は年々拡大をしており、これでは幾ら景気がよくなっても働いている人の絶対数はふえず、給与総額もふえず、したがって消費増額も望めないのではないかという見方をされております。それだけではありません。労働者派遣法の改正で、企業は働き手を3年ごとにかえればどんな仕事にもずっと派遣を充てられるようにしようとしています。開会中の国会で法改正が行われれば、不安定雇用の象徴とされた働き方が広がり、間違いなく正社員の仕事は派遣に置きかわることになり、正社員への就職枠はますます狭まり、雇用の改善どころか低賃金が横行し、人々の生活はよくなりません。大事なことは、人々の安心できる雇用であり、所得であり、生活であります。景気がよくなって雇用が拡大することが、経済のパイが大きくなり、全体にとってプラスを生み出すものであります。インフレは、パイを拡大させる現象ではなく、パイの配分を変える現象であり、したがって、インフレによって得をする者がいる一方で必ず損をする者が存在をし、ますます格差が広まることになるわけでありまして。今日、日本経済の回復がいまだに実感できるところまでに至っていない原因が、まさにここにあるのです。

このような状況のもとで、北方町が何を考え、どういう都市戦略でまちづくりをしていくかが今問われているのではないのでしょうか。御承知のとおり、本町はこれまで進めてきたインフラ整備により近代的な都市としての形態は整いました。今後、目指すべきまちづくりは、都市の質を問うものでなければなりません。つまり、都市の個性を伸ばし、発信力を高める能力の優劣が問われるのであります。人と人、人と自然のかかわりといった要素が重要になり、そこに価値観が求められるようになると思います。

私は、都市の質とは都市の中の自然、都市の中の歴史、都市の中の文化の3つが必要条件だと思います。人間が住むに値するまちは、この3つの生成進化を進めていかなければなりません。公園都市、人間都市の目標設定の観点は、まさにここに発したものであります。

具体的には、子育て・教育支援のまち、充実した福祉のまち、歴史と文化融合のまち、自治と連帯のまちを目指す人間都市。安全保障のまち、水と緑、自然と共生のまち、景観を整えた人間性回復のまち、明日への英気を養うまちを目指す公園都市の2つの目標と8つの戦略を駆使して、ここに暮らす人々が家族で人生を送るにふさわしいまちと実感できるまちづくりを目指してまいります。

誤解を避けるために、公園都市とは、公園を点在させるだけでなくつなぐことであります。新年度手がけます芝原東公園の整備によって、既存の公園のリニューアル事業は一区切りいたしますが、町内の公園は、都市公園18カ所のほか円鏡寺公園や河川公園など4カ所、さらには児童遊園9カ所に、ただいま予定中の防災公園、（仮称）河川平和公園と実に33カ所に及びます。全ての公園をグリーンコンセプトでつなぐために、運動場加茂線には街路樹を植樹いたしました。名づけて緑の回廊計画であります。

ここ数年来、議会の皆様の力強い御協力をいただきながら取り組んでまいりました都市再生整備事業こそが、私が描く北方町の都市戦略であります。平成26年度は、この事業を確実に完成させるために極めて重要な段階になると思います。議会の皆さんの御指導をいただきながら、私もチーム北方として一丸となり、邁進いたしてまいりたい決意であります。御案内のとおり、新年度は念願の庁舎建設費や（仮称）河川平和公園の整備事業費を計上する一方、本町の子育て支援の拠点となる北方みなみ子ども館を、本町として初の試みになります民間への委託事業として開始をすることとなっております。

こうした新規事業、継続事業を盛り込んで、新年度予算を編成させていただきました。その結果、平成26年度一般会計予算は62億5,800万円を計上し、前年度比20.8%増となる過去最大規模の積極予算となりました。財政調整基金を取り崩すなど、財源確保に努力しながら、今後は無駄を排し、一層の行政改革に努めて、健全な財政運営に心がけてまいりたいと考えております。議員各位の御協力と御支援を改めてお願いするものでございます。

それでは、今定例会に提案をさせていただきます諸議案について御説明を申し上げたいと存じます。

お願いをいたします案件は、人事関係が1件、条例関係6件、認定関係1件、予算関係が7件の合計15件でございます。また、新年度の予算規模は一般会計が62億5,800万円で、申し上げましたように前年度比20.81%増、国民健康保険特別会計は22億1,713万4,000円で、同様に前年度比では0.12%の増、下水道事業特別会計6億9,854万2,000円でございます、前年度比が13.1%の増、上水道事業会計におきましては2億6,665万9,000円となりまして、前年度比1.33%の減、後期高齢者医療特別会計は1億6,632万9,000円でございます、前年度比6.84%の増、合計をいたしますと96億666万4,000円となりまして、前年度比13.85%増という数字になっておるわけがあります。なお、町債7億8,270万円のうち臨時財政対策債は3億3,000万円でございます。

それでは、主な内容につきまして順次御説明を申し上げます。

歳入についてでございます。

町民税につきましては、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢による一体的な取り組みの政策効果が本物かどうかの予測は難しいと思われまます。しかし、個人所得については停滞しておりますが、本年度から特例法によりまして均等割が引き上げられますことから、個人町民税は前年度より若干増となる8億6,550万円を見込ませていただきました。また、法人町民税は、企業の増収、増益に期待をして1億1,570万円といたしました。

これにより町民税の総額は対前年度比2.2%増の9億8,120万円を計上いたしております。

土地の固定資産税につきましては、地価の下落に伴う時点修正により1,111万4,000円の減額とさせていただきます。また家屋につきましては、店舗や住宅の新築により952万2,000円の増、償却資産につきましては、企業の設備投資の動きが弱い状況に鑑み340万8,000円の減額を見込み、固定資産税の総額は対前年度比0.8%減の10億1,722万8,000円を計上いたしました。

軽自動車税につきましては、消費税引き上げ、軽自動車税の増税による駆け込み需要が見込まれることから、対前年度比10.5%増の3,365万円を計上いたしました。

町たばこ税につきましては、販売本数が減っていることから、対前年度比1.3%減の1億5,300万円を計上いたしました。

これらにより、町税本体における税額は、対前年度比1,349万5,000円で0.6%増の21億8,507万8,000円としたところでございます。なお、自主財源であります町税の重要性はますます高まっておりますので、税の公平性の確保のためにも、徴収には今後とも力を入れてまいります。

地方交付税につきましては、地財計画を初め消費税率の増に伴う地方消費税交付金の増加による減、臨時財政対策債の償還による増、税収等の決算見込み額による増減を考慮しました結果、普通交付税額に臨時財政対策債を加えました実質的な額は14億4,600万円と、25年度の当初予算より9,400万円ほどの減を見込んでおります。

また、特別交付税につきましては、1,200万円増の6,000万円を計上いたしております。

また、町債につきましては7億8,270万円を予算化いたしましたが、そのうち3億3,000万につきましては臨時財政対策債であり、後年地方交付税として措置されるものであります。

その他は新庁舎建設事業債が3億2,000万円、残余の1億3,270万円につきましては、交付税措置があります公共事業等債を活用することといたしております。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

まず、庁舎建設特別委員会においてもるる御説明申し上げますとおり、昨年11月に実施いたしました新庁舎建築設計プロポーザルの審査を経て、設計者に選定いたしましたシーアンドエー・武藤圭太郎建築設計共同体と現在設計作業を進めており、事業は順調に進捗をいたしております。新年度は、この設計作業をさらに進める中で、利用する全ての方にとって新庁舎をよりよいものとするために、専門家とも連携しながら逐次事前検証等を実施してまいります。

また、実施設計を終えますといよいよ建設工事に着手をしてまいるわけでございます。そのために所要の予算措置を講じておるところでございます。

政策審議会及び町民対話集会などの参加で育てるまちづくりをスローガンに、観客民主主義から参加民主主義への意識改革を目標にして、公募による政策審議会や町民対話集会、住民要求アンケートなどに取り組んでまいりました。とりわけ政策審議会は、参加とは、物言う住民も負担を共有し責任を持つという意識が参加者の中にも育ってまいりまして、新しいボランティア活動が誕生するなどの成果を見ることができます。現在、第4期目の委員がワイガヤ議会と銘打ち、格式張らずに自由な雰囲気活発な協議をいただいております。平成26年度は任期の最終年度と

なりますので、新たな視点や考え方による御提言をいただくなど、今後の新たな住民運動へ発展していくものと期待をしております。町民対話集会も自治会の協力を得ながら、参加者の増員と会場の増設を図りながら継続して開催し、パブリック・プライベート・パートナーシップ、公私連携を図ってまいりたいと考えております。

定住化促進事業につきましては、御案内のとおり全国的に少子・高齢化が進み、人口の減少が著しい中、定住人口の増加を図り、町の活性化を促進するために制定いたしました北方町新築住宅の定住奨励金交付条例に基づき、固定資産税相当額を定住奨励金として交付してまいります。3年目となります平成26年度につきましては、対象となる261棟につきまして予算を計上いたしております。

交通安全対策につきましては、平成24年度から行っております防犯灯のLED化をさらに推進し、夜間における視認性を向上させ、交通事故防止に努めるとともに、北方警察署、交通安全協会北方支部及び本巣広域安全運転管理部会北方支部の協力を得ながら、交通事故加害者率ワーストワンを返上すべく、交通安全に関する広報活動を積極的に行ってまいります。

福祉保健事業につきましては、本格的な高齢化や少子化社会の到来など、今時代は大きな転換期にあります。障害者自立支援法から障害者総合支援法への移行、平成27年度から施行の子ども・子育て支援新制度、介護保険法の大規模改正を控え、確かな安心を次世代に引き継ぐために、人間都市北方町にふさわしい福祉、保健サービスの一層の充実に取り組んでまいります。

高齢者の方や家族の方が住みなれた地域で安心して暮らせるように、従来の高齢者見守りボランティアの育成や、高齢者や認知症を理解し予防するための研修会を行うとともに、多職種連携の地域ケア会議を充実させ、地域で支えていく組織の強化を図ってまいります。

子育て支援につきましては、既設の児童館、子育て支援センターのほかに、かねて建設中の北方みなみ子ども館を平成26年4月より開館いたします。あわせて従来の児童館、子育て支援センターを北方きた子ども館と名称変更し、事業の運営については民間委託することとし、民間の能力やノウハウを幅広く活用し、新たな視点により住民のニーズへの迅速、柔軟な対応と効率的なサービスの提供を行ってまいります。

働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業につきましては、がんの早期発見と正しい健康意識の普及のために、21年度から実施してまいりました特定の年齢の女性に乳がん検診及び子宮がん検診の無料クーポン券を配付する事業を今後5年間延長をして、受診促進を図ってまいります。

ごみ処理、減量化対策事業についてでございます。

国では、各種廃棄物、リサイクル法の制定、改正等、循環型社会に向けた法整備を進めてきており、本町においても平成24年度に一般廃棄物処理基本計画を改定しました。当計画に沿って、さらなるごみの適正処理、減量化及び資源化に取り組めるように、これまでの施策を精査した上で予算を計上しております。

具体的には、北方町ごみ有料化検討委員会の審議を経て、平成26年度から開始する可燃ごみの

指定袋制による完全有料化の導入や、環境負荷が高く利用実績が減少している電気式生ごみ処理機にかえて段ボールコンポストに対する助成事業を取り入れるなど、ごみ排出量の削減やリサイクル率の向上を目指してまいります。

環境保全事業についてであります。

本町は、人間都市、公園都市の理念のもと、美化運動の開催や環境汚染総合調査の実施など環境保全のための事業を継続実施していく予定であります。また水力、風力、バイオマス等他の自然エネルギーと比較し、市街地でも導入しやすい住宅用太陽光発電システム設置費用補助制度については、国が次年度から補助事業を廃止する中、本町では脱原発の趣旨も踏まえ、事業の継続をすることとし、これまでの予算も計上をいたしております。

高屋西部地区につきましては、引き続き都市計画道路、区画道路及び調整池の整備工事を進めており、その事業の負担に要する予算を計上いたしております。

都市景観事業についてでございます。

公園都市実現に向けて、引き続き町道3号線のバリアフリー化、並びに防災公園の整備を進めてまいります。予算につきましては、国の政策であります好循環実現のための経済対策において既に繰越明許しております。また、高屋西部土地区画整理区域内に新設をいたします（仮称）河川平和公園及び道路の維持修繕に要する所要の予算も計上をいたしております。

防火・防災対策につきましては、我が国は世界の大地震の2割が集中する地震国と言われており、今後も大規模地震の発生が想定をされています。1994年から2003年の10年間にマグニチュード6.0以上の地震が世界で発生した回数が960回、そのうちの220回は日本で発生していると言われております。実に22.9%に当たるわけでございます。今後30年以内にこの地方で発生する地震は、東海地震が88%、東南海地震が70%、南海地震が60%程度の確率だと言われております。あらゆる訓練、教育、講演会等を不断に心がけ、機構、あるいは組織改革を行う中で、専門部署の設置をして体制を整える準備に入りたいと思っております。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、装備拡充に向けた所要の予算措置を行っているほか、高屋西部土地区画整理事業の進捗にあわせて、同事業区域内に防火対策として消火栓を適正に配置していくための予算を計上させていただきました。

教育関係についてであります。

最近、学校も家庭も社会も、人を慈しみ育てる場ではなくなってしまうまい。とりわけ家庭教育、社会教育の崩壊は目を覆うものがあります。そんな時代だからこそ学校教育の重要性が増してまいります。学校教育の質を決定づける3要素というものがございますが、それは1つにはカリキュラム、系列的な教育課程、2つには教員の質、3つにスクールマネジメント、つまり学校経営だというふうに言われておるわけでございます。教育委員会の自立を促し、3要素がしっかりと確立できるような各学校現場での奮起を醸成してまいりたいと思っております。

また、社会教育でも、誰もがいつでもどこでも、そしていつまでも気軽にスポーツや文化に親しめる総合型地域クラブを新設させ、今以上に町民同士のきずなを深め、生涯にわたって生きが

いが持てるような取り組みを展開することにより人間性豊かなコミュニティーづくりを目指し、血のつながりの有無を超えて、互いに苦しみ、悲しみを分かち合える慈しみの地域づくり、人づくりを目標に、来年度は次の施策に取り組むことといたしております。

学校教育につきましては、今年度からコミュニティースクール、別名学校運営協議会制度の設置に着手をいたします。昨年度は調査・研究を行い、北方町の実態に合う協議会制度の運営方式を検討してまいりました。その結果、第1期として、北方小学校と町立幼稚園において幼小合同の学校運営協議会を立ち上げることにいたしました。保護者や地域住民が目標を共有して、学校運営に参画する新しい学校運営方式により、地域の教育力を園、学校の学校運営に反映させ、町民総がかりで学校づくりができるように取り組んでまいります。今後、北方西小学校、北方南小学校、そして北方中学校でもコミュニティースクールの設置をし、人間都市への基盤づくりに努めてまいります。

なお、従来から実施してまいりました能力開花推進事業、心の教育推進事業については、学校の実態や特色に応じ、学校裁量権の幅を広げ、学校の独自性を出しながら教育の推進に一層の力を入れてまいります。加えて、これまで推進してまいりました体験活動プロジェクトの一つである土曜北方塾では、学校で身につけた知識や技術を知恵に高めていくとともに、昨今注目される土曜授業の実施への試金石として、なお一層の充実に努めてまいります。このほか、リーダー養成の糧塾を通し、未来の北方町を担える人材育成に取り組んでまいります。

学習指導につきましては、基礎的、基本的な学力の向上及び定着は、教育の町北方において最重要課題であると捉えております。この課題について、幼稚園、小学校、中学校が校種を超えて連携し、指導に当たる体制の整備に努めるとともに、園児、児童、生徒に対してよりきめ細かな指導支援ができるよう、人的、物的環境整備に努めてまいります。幼稚園と小学校の連携については、幼保小連携協議会を設置し、一人一人の幼児の実態やニーズに応じた就学支援に取り組み、小学校と中学校の連携については、教員の専門性を最大限に生かす小学校高学年の教科担任制の導入や、小・中の教員が校種を超えて授業を行えるような体制整備に努めてまいります。

また、新たに町費による非常勤講師を小・中学校に配置いたします。非常勤講師1人当たり週15時間の授業を行うことにより、少人数指導での教科指導を実現することができるようになります。加えて、夏休みの長期休業中にはサマースクール等を開催し、個別の学力定着支援ができるように努めてまいります。

なお、小学3年生から中学2年生までを対象に、6月と1月の年2回、町費による学力標準検査を実施いたします。このことにより、児童・生徒一人一人の学力の向上と定着について実態を明らかにしながら、個に応じたきめ細かい学習支援の内容を徹底して行うとともに、教師自身が学年全体や学校全体の仕事と自分の役割を考える中で、教師のあり方を研究するなど、学校の指導体制の改善にも努めてまいります。

教育環境等の整備についてでございます。

児童・生徒にとって安心安全な学習環境や学校施設の環境整備については、継続して充実に努

めてまいります。既に予算を繰越明許しております北方中学校のほかに、北方小学校及び町立幼稚園のエアコン設置に向けた設計のための予算を計上いたしました。このほか、最近多発傾向にあります登下校時の声かけ事案等の安全対策については、スクールガードリーダー、登下校安全指導員、見守りボランティアを効果的に運用するほか、各種団体、地域の住民への啓発を努めて、地域の子供は地域で守る意識の高揚に努めてまいります。

学校図書につきましては、小学校3校の図書館コンクール最優秀賞の受賞に続いて、北方中学校が岐阜地区の最優秀賞を受賞しました。活字離れが進む中、新しい自分への道しるべである読書が一層活発に行われるよう所要の予算を計上いたしております。

学校給食については、地産地消に努め、安価でおいしく安全な給食を提供するとともに、栄養教諭の指導のもと計画的な食育指導を進め、好ましい食習慣の形成と衛生管理に取り組んでまいります。

社会教育、生涯学習関係についてであります。

人間都市北方町を標榜する本町の社会教育の果たすべき使命は、人と人、心と心がつながるコミュニティの形成であります。住民が社会に参画し、貢献することを通してみずからの人生を豊かにしていく、この基本理念のもと、次の施策を推進してまいります。

社会教育についてでございます。

社会的貢献の核である町民ボランティアについては、窓口の一本化を図ることで全ての情報を集約し、要員の養成、登録、紹介などを効率的かつ効果的に進めてまいります。ボランティア登録者は年々増加の傾向にあります。そうした人材を学校支援事業や各種講座、教室など多様なニーズに対応できるように取り組むことといたしております。

次に、家庭教育、子育て支援については、乳幼児を持つ母親を対象にしたびよびよ教室など3教室1講座の継続及び希望者の多い放課後児童クラブ、学童保育でございますが、については、それぞれの小学校で内容を充実するための予算を計上させていただきました。

文化の保全と継承については、史跡などの整備とともに文化財の保護、補修工事を進めてまいりました。また、先日柱本のみこしが町指定文化財として指定されましたので、本町の文化財は78となりました。今後は、本町が保存しています歴史的、文化的資料の展示、活用を通して町民への啓発に力を入れ、郷土愛を育む取り組みを進めてまいります。なお、新たに文化財保護協会と共同で文化財の冊子を作成してまいります。

未来につなぐ心の糧作品公募事業につきましては、応募総数が3,000を超えるまでの全国規模の事業となりました。小さな町の大きな事業として、次回はテーマを「チャレンジ」として公募してまいります。

生涯学習センターきらりに係る事業については、文化の薫り高いまちづくりに資するために、北方寄席を初め各年代層にふさわしい催しを3回と、きらりスタッフによる催しを開催いたしましたと思います。

町立図書館につきましては、乳幼児から高齢者まで全ての世代が生涯読書に親しんでいただけ

るよう、次の取り組みを継続して進めてまいります。

まず、乳幼児を対象にした親子おはなしポケット、児童、園児を対象としたおはなしポケットを毎月定期的開催をし、読書に親しむ習慣形成の場づくりに努めます。また、利用者の多様なニーズに応えられるよう、リクエスト・カード等を通し図書の整備を行うとともに、読書に関する情報を得る特設コーナーを充実させてまいります。併設の歴史資料展示室については、歴史、文化の発信地として常設展示で北方町の歴史を学ぶエリアと、マイ・ミュージアムとして住民の発表、交流の場となるように進め、一層町民に身近で、また来たくなる図書館を目指してまいります。

次に、社会体育についてであります。

新たな取り組みとして、総合型地域クラブ、きらり北方クラブを設置いたします。この事業は、いつでも、どこでも、いつまでも、より多くの幅広い世代の住民が生涯を通して文化、スポーツを楽しむ地域コミュニティとしての役割を果たすものです。住民の健康、生きがい、きずなづくりの場として、住民相互の交流の場として、家族の触れ合いや青少年育成など活力あるまちづくり、文字どおり人間都市北方町に役立てようとするものであり、今年度から実施できるよう実行委員会の皆さんとともに進めてまいります。

国民健康保険事業については、増加傾向にある療養給付費を前年度決算見込み額比3.1%の増となる12億3,386万円として、後期高齢者支援金等を2億8,203万円、介護納付金を1億1,570万円として、歳入歳出の予算総額それぞれ22億1,713万4,000円を計上いたしましたところでございます。その中で、国保財政の主要な財源であります保険税につきましては、保険税率の改正は行わず据え置きとしたいと考えております。そのため、保険税総額につきましては対前年度比1.4%増の5億6,082万円を計上いたしました。

なお、平成25年度現年課税の保険税の収納率は93%ほどを見込んでおりますが、税の公平・平等からの観点からも、引き続き滞納処分などの対応により収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

後期高齢者医療事業につきましては、平成26年度は保険料率の改正が行われます。また、所得の低い方については保険料軽減措置が拡充されます。これらを踏まえまして、保険料は1億2,131万8,000円として、歳入歳出の予算総額を1億6,632万9,000円で計上をいたしました。

下水道事業につきましては、その主な収入であります下水道使用料は、新たに接続戸数の増加分と消費税及び地方消費税の改定に伴い、対前年比3.7%増の2億5,400万円を計上いたしました。受益者負担金は、高屋西部地区土地区画整理事業に伴い、対前年比436.7%増の1,159万5,000円を見込んでおります。また、処理場長寿命化対策事業、高屋西部地区管渠工事等の国庫補助金として2,990万円を計上させていただきました。

公共下水道費につきましては、処理場長寿命化対策事業3,980万円及び処理場耐震診断1,000万円、高屋西部土地区画整理地内の管渠工事費として1,000万円を予算計上いたしております。

公債費につきましては、元金償還金2億8,915万7,000円、利子償還金1億1,213万6,000円であ

り、元利償還額は4億129万3,000円を計上させていただきました。

上水道事業につきましては、上水道の主な収入であります水道料金は、消費税及び地方消費税の改定などに伴い、前年比3.2%増の1億5,480万円を計上いたしました。一方、支出につきましては、水道ビジョン作成及び水源地耐震診断委託など486万円、消費税改定に伴う企業会計システム保守料に20万円の予算を計上いたしました。また、配水管布設工事は、高屋西部土地区画整理地内の新設工事に延長400メートル、3,024万円と、老朽管の耐震化等に工事費2,680万5,000円と、水源地第1取水ポンプの更新工事費741万7,000円の予算を計上いたしております。

以上のように、経費節減を図りながら予算編成を行ったところでございますが、損益の計算をしますと1,229万2,000円の経常利益が予想でき、引き続き安定した企業経営が見込める状況であります。経費節減に努めながら予算執行を図ってまいります。

次に、条例案件について順次御説明を申し上げます。

議案第7号は、北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行うものでございます。

議案第8号は、北方町庁舎建設基金条例制定についてであります。庁舎の建設資金に充てるため、基金を設置するものでございます。

議案第9号は、北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

非常勤の特別職職員の報酬額の変更及び廃止を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、北方町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてでございます。道路法施行令及び消費税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、北方町地区計画等の案の作成手続に関する条例制定についてであります。

本町における地区計画等の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法を定めるため制定するものでございます。

議案第12号は、北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金の額を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

認定関係でございますが、議案第13号は北方町道路線の認定についてでございます。

民間開発により道路敷地として寄附を受けたことや、土地区画整理区域内の接続道路整備に伴う6路線について認定をするものでございます。

次に、補正予算関係について御説明を申し上げたいと存じます。

議案第14号は、平成25年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについてでございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,995万9,000円を増額し、歳入歳出の予算総額を61

億6,084万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、地方交付税3,797万2,000円、地域の元気臨時交付金等に伴う国庫支出金2億6,630万4,000円を増額する一方で、臨時財政対策債6,741万9,000円などを減額するものでございます。

次に歳出の主なものでありますが、岐阜県との相互派遣職員に係る給与負担金196万9,000円や、病児・病後児保育事業委託料200万円を増額し、児童手当1,950万円などを減額するとともに、地域の元気臨時交付金を原資に2億8,000万円を庁舎建設基金に積み立てるものでございます。

なお、9月定例会にて補正予算計上をいたしました新庁舎設計事業及び本定例会において補正予算計上をいたします障害者自立支援給付支払等システム改修事業及び12月定例会にて補正予算計上をいたしました子ども・子育て支援システム導入事業につきましては、その一部を翌年度へ明許繰り越しする予算措置をお願いするものでございます。

国民健康保険事業についてでございます。

議案第15号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を定めるについてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,722万8,000円増額をして、歳入歳出予算の総額を23億638万4,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、繰越金2,722万8,000円を増額し、歳出につきましては、過年度国庫支出金精算金2,722万8,000円を増額するものでございます。

以上で提出案件の説明を終わりますが、なお詳細につきましては議事の進行に従いまして順次御説明を申し上げたいと存じます。

よろしく御審議をいただきまして、適切な議決を賜りますよう申し上げまして、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（立川良一君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これらの案件につきましては、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにいたします。

○議長（立川良一君） お諮りします。議案調査のため、明日7日から12日までの6日間を休会とし、本日はこれで散会したいと思います。御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。したがって、明日7日から12日までの6日間を休会することにし、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

第2日は13日午前9時30分から本会議を開く予定であります。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさんでした。ありがとうございました。

散会 午前11時04分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年3月6日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員